年度	所属名	見積日	工事（委託）名	工事（委託）概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格（税込）	契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
3	農村整備課	R3.5.21	野村町揚水機改修工事	既存井戸（φ300SGP×L136m）浚渫 N=1.0式 ２重ケーシング（200A VP）設置 L=136.0m	1	R3.5.26	協和地研株式会社	松阪市郷津町 166-8	2,950,200	2,882,000	本施設は、野村町水利組合所有の灌漑用水井戸で、平成7年完了掘坂川沿岸地区ほ場整備事業にて設置された施設であります。現在も水稲作付きの用水源として役目を果たしており農業受益者にとっては欠かすことのできない施設であります。本工事は、経年劣化による井戸の長寿命化対策を行うもので既存井戸に二重管を設置し井戸側の崩落を抑止するものですが、施工にあたり既存井戸の現状、土質及び水脈を熟知している必要があります。「協和地研株式会社」は、設置より約25年間、地元水利組合から依頼され施設の定期点検、修繕に携わっていることから確実な対応ができ、現地の状況や知識などに精通しております。また、本工事完了後は地元水利組合に移管されるため、移管後のメンテナンスの面からも、責任の所在を一元化する必要があります。以上のことから、「協和地研株式会社」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により随意契約とした。	無	
3	農村整備課	R3.9.16	ため池耐震調査業務委託	ため池耐震調査業務　N=4箇所	1	R3.9.21	三重県土地改良事業団体連合会	津市広明町330	10,839,400円	7,982,700円	業務の実施にあたり、三重県土地改良事業団体連合会は、昭和52年から実施しているため池定期診断により本市のため池の状態を熟知しており、平成25年度にはため池一斉定期点検とハザードマップ作製を行い、ため池の現状、下流域に及ぼす被害想定を熟知していることから、改修の要否判定について的確な判断ができる。また、改修の優先度については、平成29、30年、令和2年に実施した、同業務のためのため池耐震調査との結果を合わせて統一的な判定ができ、これまでの業務実施による現地調査、資料収集などの省略で経費の削減も見込めるものである。これまでの業務に対する責任の一元化も含め、本業務に必要となる条件を唯一満たせることから、公益法人三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	有	